

令和 7 年度		「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」	5. 教育・文化・スポーツ
No.	件名・内容	回答	
1	教育委員の定数を地教行法第 3 条前段のとおり 4 名とする (内容) 教育委員の定数を地教行法第 3 条前段のとおり 4 名とすること。 【受付 No.】 7－2004 【受付日】 令和 7 年 5 月 30 日	委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員の数の弾力化が図れるとともに保護者からの選任が義務付けられたことを受け、市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため増員しております。 ご提言いただきました教育委員の委員を 4 人に減員することについては、今後の教育委員会の組織を考えるなかで一つの提言として参考にさせていただきます。 (担当) 教育総務課 (電話) 048-775-9469	